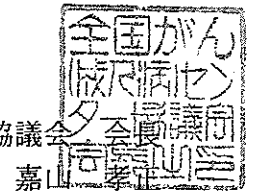


厚生労働省健康局
局長 外山 千也 殿

全国がん（成人病）センター協議会



がん登録の推進に関する追加提言

がん登録は、平成 19 年に策定された「がん対策推進基本計画」の中で、3つの「重点的に取り組むべき課題」のうちの1つに取り上げられている。全国がん（成人病）センター協議会においても、平成 21 年に「がん登録の推進に関する提言」として4つの提言を厚生労働大臣に提出したところである。

平成 22 年 6 月に「がん対策推進基本計画中間報告書」がとりまとめられ、国会に報告された。がん登録に関しては、院内がん登録の実施医療機関の増加、および、研修を終了した実務担当者の配置については、一定の進展がみられたものの、国民のがん登録に対する認知度については依然として低い水準に留まっていると報告されている。また、がん登録の法制化の検討を含む在り方について国において検討する必要がある、次期基本計画においては、地域がん登録、院内がん登録、臓器がん登録に関し、それぞれの整備計画と目標を明記することが重要であると指摘されている。特に、地域がん登録については、全人口の約 30%にあたる 14 府県のデータに基づいて罹患率の全国値が推定されているのが現状であり、登録率を 100%に近づけるためにさらなる取り組みが必要である。

このような状況を踏まえ、がん登録の推進をさらに加速させるため、当協議会は下記の追加提言を行うこととした。

国においては、がん登録を推進することにより、国民及び医療従事者などの関係者に広く情報を提供し、国と国民等が一体となってがん対策に取り組むことができるよう、以下の対策を講じられたい。

1. 「地域がん登録」を国の事業と位置づけ、がんを届出義務のある疾患とし、がん登録 100%を目指す。また、診療報酬に反映させる仕組みを作る。
2. 「地域がん登録」「院内がん登録」「臓器がん登録」は、登録項目を1本化する。その検討の場として「共通委員会」を厚生労働省のもとに設置する。
3. 国の体制として、上記 2. の関係者が、がんの罹患・生存状況の把握に必要な既存資料（人口動態統計、住民基本台帳など）の利用を求めた場合には、閲覧を可能にする。
4. がんの生存率を含む、がん診療の質指標を測定する体制を整備する。

全国がん(成人病)センター協議会について

全国がん(成人病)センター協議会(通称「全がん協」)は、国立がん研究センターを始め、全国31ヵ所の、がんの医療、調査、研究および研修に積極的に取り組む医療施設)で構成されています。

加盟施設の緊密な連携と協力により、わが国におけるがんの予防、診断および治療等の向上、がん医療の均てん化の推進を目的として、設立されました。

主な事業として、がん臨床研究フォーラムの開催、がんに関する政策提言、情報発信、調査、研究、がん専門医の養成、教育研修などの活動を行っています。昭和48年に設立され、わが国のがん医療の進展に貢献してまいりました。



平成21年11月27日

厚生労働大臣
長妻昭殿

全国がん（成人病）センター
会長 廣橋 説



がん登録の推進に関する提言

がんは、「国民病」と呼んでも過言ではなく、国及び地方公共団体や国民及び医療従事者などの関係者等は、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを負けることのない社会」の実現を目指すこととしている。

その実現のためには、国が、国民や医療従事者などの関係者に対して、がん対策及びその評価に関して、科学的根拠に基づき、分かりやすく情報提供することが不可欠である。なかでも、がんの種類、進行度等に応じた治療成績（5年生存率）を正確に収集・分析・公表することは、最も基本的かつ重要な情報の一つである。そのためには精度が高く内容の充実したがん登録が広く実施されることが必要であり、がん登録の推進は「がん対策推進基本計画」にも明記されている。

当協議会においては、加盟施設の院内がん登録の実績を踏まえて生存率協同調査を実施し、その結果を公表している。この取組は今後とも重要なものと認識しているが、更なる推進を図るためには、当協議会及び加盟施設の個別の努力には限界がある。

そこで、当協議会が一体となって、それぞれの加盟施設による働きかけが必要との観点から、当協議会の全会一致により、下記の提言を行うこととしたものである。

国においては、がんの生存率調査及びがん登録を一層推進することにより、国民及び医療従事者などの関係者に広く情報を提供し、国と国民等が一体となってがんに対策に取り組むことができるよう、以下の対策を講じられたい。

記

1. がん医療の向上のためには、がん登録が必要であるとの国民の認識を深めてもらうことができるよう、がん登録の意義や仕組みについて十分に周知を図ること。
2. 個人情報保護法及び統計法との整合性を図った上で、がん登録の実施についてがん対策基本法に位置づけること。
3. 現在、研究等で行われているがん登録の取組について、法に基づく全国的かつ継続的な事業とするとともに、精度の一層の向上を図るための措置を講ずること。具体的には、がん登録を実施する各医療機関および登録情報を収集・分析する機関等に対して十分な人員配置および予算上の措置を講ずること。
4. 最新の治療技術を反映した生存率を算定するために、毎年の生存確認調査が可能な体制の確立に努めること。

(以上)

全国がん(成人病)センター協議会 加盟施設一覧表

	施設名	役職	代表者	郵便番号	所在地
1	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	院長	西尾 正道	003-0804	札幌市白石区菊水4条2-3-54
2	青森県立中央病院	院長	吉田 茂昭	030-8553	青森市東造道二丁目1-1
3	岩手県立中央病院	院長	佐々木 崇	020-0066	盛岡市上田1-4-1
4	地方独立行政法人 宮城県立病院機構 宮城県立がんセンター	総長	西條 茂	981-1293	名取市愛島塩手字野田山47-1
5	山形県立中央病院 山形県立がん・生活習慣病センター	院長	小田 隆晴	990-2292	山形市青柳1800
6	茨城県立中央病院・ 茨城県地域がんセンター	院長	永井 秀雄	309-1793	笠間市鯉淵6528
7	栃木県立がんセンター	所長	児玉 哲郎	320-0834	宇都宮市陽南4-9-13
8	群馬県立がんセンター	院長	福田 敬宏	373-8550	太田市高林西町617-1
9	埼玉県立がんセンター	病院長	田部井 敏夫	362-0806	北足立郡伊奈町大字小室818
10	千葉県がんセンター	センター長	中川原 章	260-8717	千葉市中央区仁戸名町666-2
11	国立がん研究センター 中央病院	理事長	嘉山 孝正	104-0045	中央区築地5-1-1
12	国立がん研究センター東病院	院長	木下 平	277-8577	柏市柏の葉6-5-1
13	公益財団法人がん研究会 有明病院	院長	中川 健	135-8550	江東区有明三丁目8番31号
14	東京都立駒込病院	院長	佐々木 常雄	113-8677	文京区本駒込3-18-22
15	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立がんセンター	総長	小林 理	241-0815	横浜市旭区中尾一丁目1番2号
16	新潟県立がんセンター新潟病院	院長	横山 晶	951-8566	新潟市中央区川岸町2-15-3
17	富山県立中央病院	院長	飯田 博行	930-8550	富山市西長江二丁目2番78号
18	石川県立中央病院	院長	山田 哲司	920-8530	金沢市鞍月東2丁目1番地
19	静岡県立静岡がんセンター	総長	山口 建	411-8777	駿東郡長泉町下長窪1007番地
20	愛知県がんセンター	総長	二村 雄次	464-8681	名古屋市千種区鹿子殿1-1
21	独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	院長	堀田 知光	460-0001	名古屋市中区三の丸四丁目1番1号
22	福井県立病院	院長	山本 信一郎	910-8526	福井市四ツ井2-8-1
23	滋賀県立成人病センター	総長 兼 病院長	笹田 昌孝	524-8524	守山市守山5-4-30
24	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター	総長	堀 正二	537-8511	大阪市東成区中道1-3-3
25	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	院長	楠岡 英雄	540-0006	大阪市中央区法円坂2-1-14
26	兵庫県立がんセンター	院長	西村 隆一郎	673-8558	明石市北王子町13-70
27	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター・中国がんセンター	院長	上池 涉	737-0023	呉市青山町3-1
28	地方独立行政法人 山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	院長	前川 剛志	747-8511	防府市大字大崎77番地
29	独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター	院長	新海 哲	791-0280	松山市南梅本町甲160
30	独立行政法人国立病院機構 九州がんセンター	院長	岡村 健	811-1395	福岡市南区野多目3-1-1
31	大分県立病院	院長	田代 英哉	870-8511	大分市大字豊饒476番地

合計 31施設